

第728回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成 31年 4月 9日（火） 12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
 - (1)輸入貨物に係る消費税の軽減税率制度のお知らせ
通関総括第1部門 迎田統括審査官
 - (2)日EU・EPAにおける貨物の原産性にかかる説明
中澤原産地調査官
 - (3)輸出入関係取扱品目分担一覧表の一部改正について
小林首席関税鑑査官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **2019年5月8日(水)** 12:00～

開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

輸入貨物に係る消費税の軽減税率制度のお知らせ

2019年4月
横浜税関

1. 輸入貨物に係る軽減税率制度

- 2019年10月1日より消費税の軽減税率制度が実施され、保税地域から引き取られる課税貨物(輸入貨物)のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率8%(消費税6.24%、地方消費税1.76%)が適用されます。
- 輸入貨物が「飲食料品」に該当するかどうかについては、輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるかどうかにより判定します。
(参考)輸入申告の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして軽減税率が適用されて輸入されたものが、結果として、国内で飲食用以外のものとして販売又は使用された場合であっても、輸入の時に遡って標準税率10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)が適用されることにはなりません。

2. 「飲食料品」の定義

- 「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」(酒税法に規定する酒類を除きます。)をいいます。ここでいう「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、例えば、工業用として輸入される塩等は該当しません。
- また、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している外国貨物(関税定率法の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限り、「一体貨物」。)であって、以下の条件に該当するものも「飲食料品」に含まれます。
 - ・ 一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下であり、かつ、
 - ・ 一体貨物の価額のうちに、その一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が2/3以上のもの

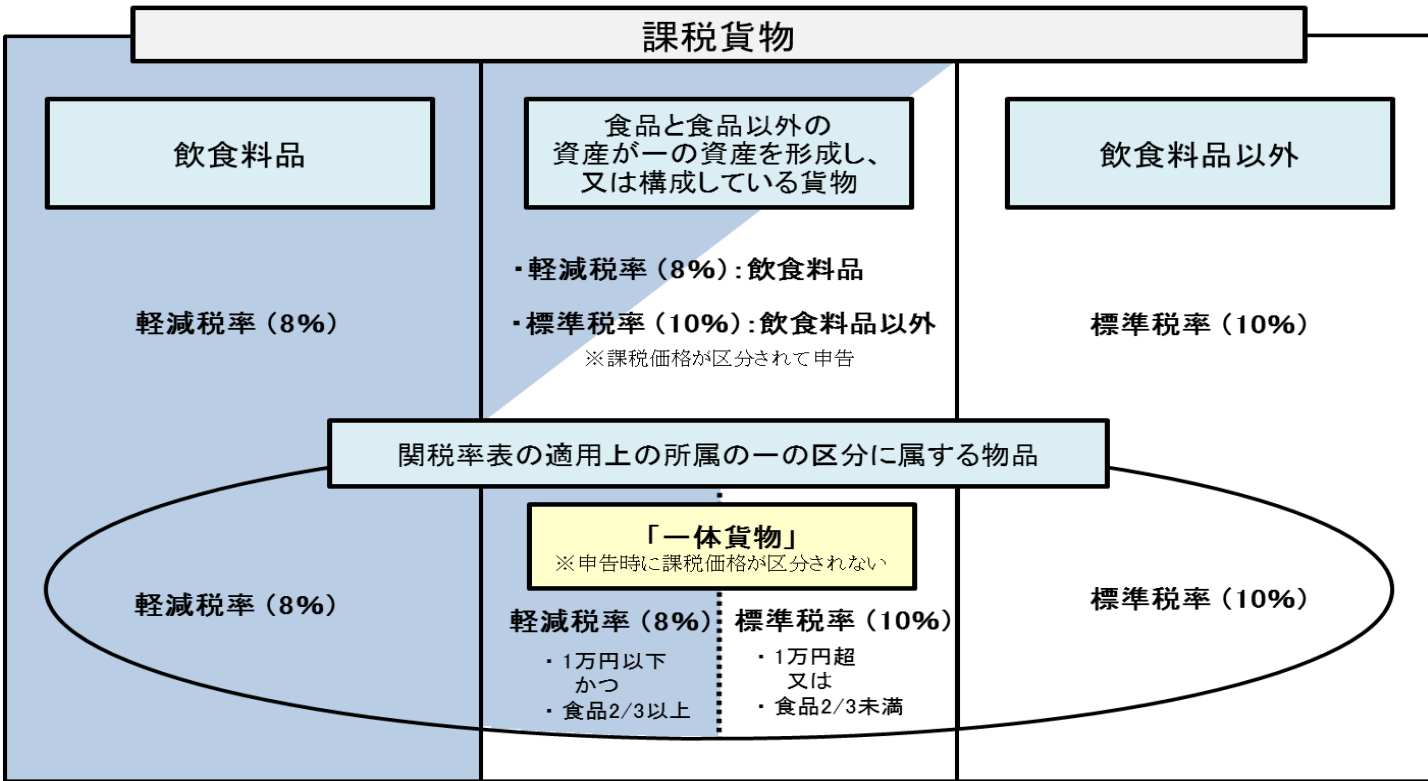
「飲食料品」って何？

- 食品表示法において「食品」とは全ての飲食物をいい、食品衛生法上の「添加物」が含まれますが、医薬品医療機器等法上の「医薬品」、「医薬部外品」、「再生医療等製品」は除かれます。
- 輸入貨物である「飲食料品」として提示し、かつ、その「飲食料品」の包装に通常使用する包装材料・包装容器も「飲食料品」に該当します。
- 飲食店業を営む事業者が行う食事の提供等(外食、ケータリング)については、軽減税率が適用されませんが、この事業者が食事の提供等に使用するために輸入する食材は、「飲食料品」の輸入に該当し、軽減税率の適用対象となります。

「一体貨物」の判定ってどうするの？

- 「一体貨物に係る消費税の課税価格が1万円以下」とは、その貨物の最小単位(個数単位)の課税価格で算定します。
- 「一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、一体貨物の消費税の課税価格によるほか、輸入貨物の種類等に応じ、例えば、国内販売価格や製造原価により合理的に計算した割合も認められます(ただし、輸入貨物の重量、表面積、容積といった基準のみにより計算した割合は認められません。)

【表1】一体貨物の概念図



3. NACCSの仕様変更

- NACCSにおいて、新たに「内国消費税等種別コード」(「F3・A3: 8%」、「F4・A4: 10%」)を設定します。これにより、一の輸入申告等において複数の消費税率の入力が可能となります。
- また、明らかに「飲食料品」に該当しない品目コードと「内国消費税等種別コード」の組合せによる一致チェックを行うことで、軽減税率の適用誤りの減少を図ります。

[NACCSの主な変更対象業務]

- ① 輸入申告事項登録 (IDA) 業務、
- ② 輸入申告事項呼出し (IDB) 業務、
- ③ 輸入申告変更事項登録 (IDA01) 業務、
- ④ 輸入申告変更事項呼出し (IDD) 業務、
- ⑤ インボイス・パッキングリスト仕分情報登録 (IVB) 業務、
- ⑥ インボイス・パッキングリスト仕分情報仮登録 (IVB02) 業務、
- ⑦ 修正申告事項登録 (AMA) 業務、
- ⑧ 関税等更正請求事項登録 (KKA) 業務

【表2】輸入申告事項登録(欄部)入力(左)・輸入申告入力控情報(共通部)出力(右)のイメージ

IDA 輸入申告事項登録		IDC 輸入申告入力控	
<p><01欄> 品目番号* <input type="text" value="080211200"/> <input type="text" value="6"/></p> <p>課税価格 JPY - <input type="text" value="100,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F3"/> 2 <input type="text"/></p>	<p>税科目</p> <p>D 関税 税額合計 ¥0 欄数 4 納税額合計 ¥65,800</p> <p>F 消費税 税額合計 ¥51,400 欄数 4</p> <p>A 地方消費税 税額合計 ¥14,400 欄数 4</p>	<p><02欄> 品目番号* <input type="text" value="08010000"/> <input type="text" value="1"/></p> <p>課税価格 JPY - <input type="text" value="100,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F3"/> 2 <input type="text"/></p>	<p>軽減税率に係る税額 (F3) と標準税率に係る税額 (F4) を合算して出力する。</p>
<p><03欄> 品目番号* <input type="text" value="510610010"/> <input type="text" value="1"/></p> <p>課税価格 JPY - <input type="text" value="200,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F4"/> 2 <input type="text"/></p>		<p><04欄> 品目番号* <input type="text" value="510610090"/> <input type="text" value="4"/></p> <p>課税価格 JPY - <input type="text" value="300,000"/></p> <p>内消費税等種別 1 <input type="text" value="F4"/> 2 <input type="text"/></p>	

1 申告中において異なる消費税に係る種別コードの入力を可能とする。なお、地方消費税に係る種別コードは入力不要 (自動補充)。

輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明（資料）について

日 EU・EPA を適用して輸入申告する場合には、自己申告手続きに関し、以下にご留意下さい。

日 EU・EPA に基づき特惠待遇を要求する輸入者は、同 EPA 第 3・16 条第 3 項の第 2 文目に規定されている通り、貨物が当該 EPA の要件を満たすか否かに関する説明（資料）を税関へ提出することが求められます。この場合、当該説明（資料）については、輸入者が入手できないものまで税関へ提出する義務を負っているものではありません。

また、当該説明（資料）が提出できない場合、特惠適用が直ちに否認されるものではありません。

輸入者が当該説明（資料）を税関に提出することとした場合には、以下のように取り扱われます。

1. 輸入者による特惠待遇の要求が「原産地に関する申告（輸出者自己申告）」に基づく場合
 - ・輸入者は当該説明（資料）の提出にあたって税関様式 C 第 5293 号（原産品申告明細書様式）を使用することが可能です。
 - ・この場合、輸出者は同 EPA 第 3・17 条(1)に基づき原産地に関する申告及び提供する当該情報の正確性について責任を負います。
2. 輸入者による特惠待遇の要求が「輸入者の知識（輸入者自己申告）」に基づく場合
 - ・当該説明（資料）の提出に当たり、輸入者は税関様式 C 第 5292 号-4（原産品申告書様式）及び C 第 5293 号（原産品申告明細書様式）を使用することが可能です。
 - ・輸入者自己申告は、輸入者が同 EPA 第 3・18 条に基づき貨物が原産品であること及び当該協定に定める要件を満たすことを示す情報を入手していることが前提となっております。

なお、必要に応じ、同協定第 3・21 条に基づく原産品であるかどうかの確認を行う場合があります。

